

会長に対する保留をしながら御質問を申し上げたいと思ひます。

労働大臣がまだお見えになりませんから先に基準局長にお聞きをいたしておきたいと思うのであります。この法律は、労基法の適用除外あるいは第十条の地公法の読みかえからいふならば、実質的な労基法の改正と考えていい法律案ではないかと思ひますが、その点は局長はどうお考えになりますか。

○岡部(實)政府委員 お答え申し上げます。

法律のたてまえといたしましては、いま提出しております法律によりまして地方公務員法の規定を改正いたしまして、それによって基準法の適用除外が行なわれる、こういうことでございます。したがって、法律的には基準法そのものを改正するという趣旨ではなくて、地方公務員法で援用しておりました基準法の規定の適用をはずすということになるというふうに考えます。

○木島委員 実質的な基準法の改正にひとしいようなことが他の法律によってなされたり、あるいは適用の除外がなされることについて、少なくとも憲法二十七条に発する労働者の生存権の基本権としての労働条件の最低基準を規定した労基法が、他の法律によって適用除外がされるということについては、労働省としては原則的にどうお考えでありますか。

○岡部(實)政府委員 労働省といたしましては、適用される労働者の適正な労働条件が確保されることが必要であるという立場から、適用されている労働基準法の規定を排除する場合には、それ相応の慎重な考慮が払われるべきだというふうに考えております。

○木島委員 慎重な配慮というのは具体的にはどういうことですか。

○岡部(實)政府委員 いままでたとえば適用されておりました規定によって実質的に確保されるべき目標と定めておりましたものが、別な形でもいから保障されるというようなことについての配慮を払うべきだ、こういうふうに考えております。

○木島委員 いままでこの労基法が最低の基準を示したものである、それがこの法律によって適用が排除される、この場合に労働省とすれば慎重に配慮せねばならない、その慎重に配慮とは、実質的な労働者の労働条件の最低の保障が、基準法に保障されているものが実質的に確保されねばならないというところが労働省の原則の立場とするならば、本法案についてはその点はどのようにお考えですか。

○岡部(實)政府委員 本法案につきましては、教職員の労働時間に關しまして原則として超過勤務手当制度を廃止する。そのことに伴ひまして超過勤務をどういう形で行なうかということについて、いろいろ新しい角度から規制をされるということになります。したがって、その規制に基づきまして労働者、具体的には教職員の勤務時間が適正に保障され、運営されることが必要である。そういうことの手だてがどの程度できているものかということが焦点になるかと思ひます。

〔河野(洋)委員長代理退席、久保田委員長代理着席〕

○木島委員 この法案は政府が提出された。したがって、私が労働大臣の出席を求めているのは、その点でありまして、まだおいでにならないからあとにするとしまして、だから手だてが必要だと思ひやなくて、労働大臣も入っておる開議で決定して提出されておる中において、政府提案の中で政府の一環として労働省が、いまだ確保されているところの労働条件が実質的に確保されておるといことが労働省の原則とするならば、この法律によって、いまだの教員という労働者に確保されていた基準が確保されておると具体的に考えるかどうか。この法律についてということを開いているわけですか。

○岡部(實)政府委員 この法律によりまして具体的に教職員の超過勤務の範囲の問題、超過勤務のしかたの問題が労働関係の面から重要な問題になってまいりまして、そこで基準が明確にされて、超過勤務手当制度を廃止することに伴ひ新しい超

過勤務が、十分な歯どめが得られて実施されることとが保障されるというたてまえから、この法案については、その運用がそういう形で十分確保されるということとを前提といたしまして、適正なものと考えておるわけでございます。

○木島委員 そうすると、この法律で超過勤務の範囲が明確に歯どめがされて、保障されておると労働省は考えておるわけですか。

○岡部(實)政府委員 私ども中基審からの建議を受けて、その線に労働大臣も賛成いたしまして、そういう建議の線が十分生かされるように文部当局にも申し入れをいたしました。その結果、超過勤務のやり得る範囲につきましては明確な基準を人事院と協議して設ける、その際、労働者の勤務条件の実態が十分保障、確保されるということが配慮されるという法律事項によりまして、またそれが具体的にその方向で現実にも運用されるということでございますので、私どもとしては、それが労働関係の面からも、また審議会の建議の趣旨も生かされておるものと考えておる次第でございます。

○木島委員 いまあなたが、建議の趣旨がこの法律案の中に生かされておると確信しておるとおっしゃいましたね。それではまず第一に、この建議の第一項に「労働基準法が他の法律によって安易にその適用が除外されるようなことは適当でない」というような場合においては、労働大臣は、本審議会の意向をきくよう努められたい。とあります。これは生きておるのですか。このとおりなさったのですか。

○岡部(實)政府委員 中基審には、人事院からの意見の申し出がありましたその日と、それから法案を作成する前の二月十二日にはおかりいたしました。御意見をいただいたわけでございます。

○木島委員 これは十二日とおっしゃったが、十三日に建議を出しておるのです。人事院の意見が出てあなたははかつたとおっしゃったけれども、建議は十三日に出しておる。それではその建議が出てから労働省は、この建議の第一項に基づいて、

中基審の「意向をきくよう努められたい。」という石井会長のその第一項を生かして、中基審に、この法律が労働基準法に照らしてどうか、労働基準法の適用除外をすることがどうかという意向をお聞きになりましたか。

○岡部(實)政府委員 お答え申し上げます。

十三日となっておりますが、審議会が現実に十二日に行なわれて夜中までかかりましたので、建議は十三日の日付で出ております。それから、その後法律案が国会に提出されたあと三月十一日に中基審が開かれました、このときはほかの案件もございましたが、このときに、この法律につきまして中基審からの建議をいただいたそのあとの経緯と法律がどうなったかということについての報告をして、そこで御審議をいただいたというところになっております。

○木島委員 労働省設置法の第十三条(その他の附属機関)の中で、「中央労働基準審議会(労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項)を審議する」という項目がありますね。すると、これによっておはかりになっていらつしやると理解してよろしゅうございますか。

○岡部(實)政府委員 お答えいたします。設置法と同時に労働基準法に規定がございまして、九十八条でございまして、「この法律の施行及び改正に關する事項を審議するため、労働省に「労働基準審議会を置く。」ということになっておりました。具体的にはこの規定によって御審議を願っておる、こういうことでございまして。

○木島委員 いまおっしゃる通りに、設置法の十三條の付属機関としてあり、かつ労働法の九十八條及び施行令の二十四條以下の各条文によっておかけになっていらつしやるのですか。これはかけなければなりませんね。

○岡部(實)政府委員 実は今回のこの問題が正式に審議事項であるかどうかということについて、いろいろ法律上の議論がございまして、私どもは、正式な諮問事項ではない、しかしながら、労働基準法の条項が適用されているものが事実上はずれ

るのであるから中基審としては重大な関心を持つ、したがって、それについて御意見を承るというわけで、御意見を承るための審議をお願いしたいわけでございます。したがって、中基審からは、答申ということではございませんで、建議という形で意見が提出されたわけでございますので、通常基準法を改正するような場合の諮問による答申という形ではございませんで、事実上の御審議を願って、その結果建議という形で御意見をいただいた、こういうことでございます。

○木島委員 いまのお話だと正式な諮問事項ではない。先ほど言いました設置法の十三条の中では、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議するとあります。すると、この除外は、この十條からいって、地公法の五十八條の基準法適用の項を書いておるのですが、実質的には基準法の改正にひとしいものと私は思うので、実質的にそういう施行及び改正に関するという、実質的にそういうものがこの法律の中に含まれておる。それが労働省設置法の十三條による労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議せよという、この中央審議会にかけないでいいという理由はどこにありますか。

○岡部(實)政府委員 九十八條の第一項では、いま先生の御指摘のような事項について審議するということになっておりますが、その二項でございませうか、それには労働基準に必要事項については、関係行政機関に建議をするという建議の権限もあるわけでございます。したがって、中基審は、一つは正式に諮問を受けたものに対する答申という形で意見を出すことと、もう一つは労働基準に必要事項について一般に建議をするという形で意見を出す、この二つの形がある。それで今回、この問題についてのいろいろ審議過程におきまして、中基審でもいろいろ御意見がございましたが、結局現実はこの問題について審議をし、意見を提出するというのが非常に大事である。またそれで済む。それから現実には、基準法のいまの条項が適用されておるわけで

ございますが、その場合にも、一般の基準法の適用の場合には、基準監督機関がこの法律の適用に關しての責任を持ちましてやることになっておりますが、地方公務員の場合には、監督機関は一切これに手を触れませんで、人事委員会等におまかせしていただくことであって、適用のしかたがおのずから違っているわけでございます。そういうような点を総合いたしまして、先般のときには建議をする、そのための審議をするということでは中基審としては建議の形で意見を出されたわけでございます。

○木島委員 それで人事院の意見書が出た、意見の申し出があった、だからかけたとおっしゃいます。それによる建議によって皆さんかけた、相談なされた、諮問なされた——諮問であるかどうかは別といたしまして、かけた。そこで、その建議を、第一項として皆さんに相談をかけられた。そのかけられたものの返ってきたものが、第一項によって労働基準法の、他の法律によって安易に適用が除外されることは適當でない。すると、本審議会の意向を労働大臣が聞かなければならぬとあえて言っているものは何ですか。

○岡部(實)政府委員 実はこの問題につきましては、今回ばかりではございませんで、その前にもいろいろ中基審として問題がございました。そのときから中基審としてはこの問題には非常に関心を持っておったわけでございますが、そのかけ方について、必ずしもはっきりした見解がございました。そこで従来は、報告をするというようになことで手続を進めたようないきさつもございましたけれども、今回はそういうことではなくて、事実上御審議をいただいて必要な御意見を承る、この手続をとるべきだということで、そういう角度から御審議をお願いしたわけでございます。

そこで、その審議の中では、今後いろいろなこういう問題が、ほかの事項でも起こってくるかもしれない、そこでその場合には、いずれにせよ、この審議会の意見を十分聞くということをするべきだということを、いわば今後に向かってはつきり

させるという意味で建議に盛り込まれたものと考えております。

○木島委員 いま意見を伺っているとおっしゃいましたが、それでは審議会の結論が現在出たのですか。この法律が出た後、二月十三日にこの建議が出ましたね。法律が十五日か十六日に出たわけですね。その後にも三月何日だったか、意見を聞いているところだ、こうおっしゃいましたね。その結論は出たのですか。

○岡部(實)政府委員 この問題について審議会としてどういう手続でやるかというところで、とにかく法案ができる前に一度——予想される法案あるいは要綱を中心としてでございますが、基準審議会としてもつぱら関心を持つ点につきまして、ともかく法案が作成される前に審議会の意向が盛られるような手続をとるべきだということで、先ほど申しましたように、十二日に一回やったわけでございます。それから、それが出まして、その後一体どういう形で審議会の意見が盛り込まれたかというところを、審議会としては報告すべきだという御意見もございました。そこで三月十二日でしたか開いたわけでございます。そこでいろいろな御意見がございまして、必ずしも法律そのものの審議会の意向が十分盛り込まれていないという御意見もございましたけれども、一方において審議会の意見はすべてを法律に盛り込むべきだという建議の趣旨では必ずしもない、全体的にこの問題の具体的な処理が、事実上建議の趣旨が十分生かされるということをもつて足りるのだというような御意見もいろいろございました。そこで審議会としては、すでに法案については何らかの形で審議会の意見が反映されたことは間違いない、そこで審議を十分見守りながらその間にいろいろなことがさらに明らかにされるであろう、そこでその状況を見守って、必要があれば審議会を開くことあるべしということで、先般の審議会はそういうような御意見が出たわけでございます。

○木島委員 そうすると、審議会は、この法案の

国会における審議の過程を見守って、その中でさらに結論を出す。いままでおっしゃったように、いろいろの意見があった。意見があったけれども、実質的にこの法案に生かされたかどうかということとは、これは審議の過程において——だからまだ結論が出ていない。委員長、だから石井さんと呼ばなければ質問が続けられないという第一項なんです。

○久保田委員長代理 それは先ほど理事会でもいろいろ案が出ましたけれども、いま委員長代行が折衝に行っておりますから、御了承ください。

○木島委員 その委員長がいきま行っている、しかし審議を始めるという話ですから始めました。しかし、ここでもってやはり聞かなければ、これ以上審議が進められないという第一点に差しかつたわけですから、だから、いま委員長代行が行っているというのですから、それまでの間休憩をしてくださいますか。

○久保田委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○久保田委員長代理 速記を始めてください。

○木島委員 いま建議の第一項だけをお聞きしましたけれども、その第二項について聞いておきたいと思うのです。

この間、私が予算委員会でもって質問した一番最後に、労働大臣は、この建議の「趣旨を十分に理解して、関係の員として努力なさることをわれわれは信頼してよろしくございませうか。」という質問に対して、「その考えで進めたいと思ひます。」と大臣は答えになつていらつしやるわけですから、そのお答えを前提としてお聞きするのであります。その建議が十三日に出た。法律は十六日に閣議決定なさっておりますが、その建議第二項を受けて労働大臣は立法過程においてどのような努力をなされましたか。

○岡部(實)政府委員 労働大臣は、直ちに労働大臣名で文書にいたしまして、文部大臣あてに、中基審からこういう建議が出されたので、法案作成にあたってはその趣旨を十分生かすようにとお願い

いをいたしました。さらに事務的にその線に沿って、具体的な立法作業にあたって、並びにその法律に基づく具体的な運営等の面を含めて、この建議の趣旨が生かされるよう努力すべきだという指示をいただきまして、私共の指示を受けまして文部省の担当局長と相談をいたしまして、努力をいたしました次第でございます。

○木島委員 文部大臣に出された文書は資料としていただけませんか。

○岡部(實)政府委員 ございますので、提出いたします。

○木島委員 そこで、そのように努力をなさった結果、建議第二項が生かされたとお考えでございますか。

○岡部(實)政府委員 建議第二は、「文部大臣が人事院と協議して超過勤務を命じうる場合を定めるときは、命じうる職務の内容及びその限度について関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい。」こういう趣旨でございまして、私どもはその建議を受けまして、法律そのものにつきましては、第七条の「正規の勤務時間をこえる勤務等」という項目で規定しておる最後のところに、「文部大臣が人事院と協議して定める場合に限るものとする。この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。」この規定を入れてもらったわけでございます。それはこの建議が、関係労働者の意向が現実反映されるようにという趣旨でございますので、その反映されることを前提といたしまして、勤務の実情が、この基準を定めるにあつても十分配慮されることを必要とする、こういう趣旨で規定をいたしましたわけでございます。

さらに私どもは、この法律を受けまして現実に具体的な運営をされる——特に国立でない地方の教職員につきましては、これを受けて現実には各地方公共団体が定められる事項が多い、そういうようなことも考慮いたしまして、具体的な運営について十分配慮されるよう、さらに必要な申し入れをすべきだということで、これは事務の問題でもございますので、労働基準局長と初中局長との間で、そういうことが保障されるような覚え書きを取りかわしてある次第でございます。

○木島委員 現実に労働者の意向が反映されることを前提として、法律の中に、あなたの努力によつて健康と福祉を害さないようにと入れた。それから健康と福祉を害さないようにというのは、これはあくとして私はわからない。これはあくとしてあなたに具体的に聞きたいと思うのだが、あなたはわかるのか。私はわからぬのだ。だが同時に、それでは具体的に、現実に労働者の意向が反映することを前提とするというけれども、その保障が法律にはちっとも見えませんが、それがなければ建議を生かしたということにはなりません。その点はどうなんですか。

○岡部(實)政府委員 お答えを申し上げます。

建議そのものにつきましても、職務の内容とその限度について関係労働者の意向が反映されるようにという抽象的な書き方をしておるわけでございます。そこで具体的に地方の職員の場合には、たとえば基準法で申しますと事業主がその労働者と定めるということになっております。その場合には事業主は一体どこになるのか。学校当局ということになるのかと思ひますが、その場合に、現実には各学校当局とその労働者の意向が反映されるということ、ばらばらになるといふこともいろいろ問題でございます。そこで基準をきめて進めるという必要がある。したがって、基準をきめる場合のことが法律の規定になっておりますので、その場合に、単に文部省と人事院がおきめになるというだけでなく、その基準をきめるにあつても十分関係労働者の意向あるいは労働者の勤務の実態が反映されるようにすべきだという規定をいたしまして、さらに、先ほどもちょっと触れました覚え書きにおきましては、教職員の勤務ができるだけ正規の勤務時間内に行なわれるように配慮する、あるいは時間外を命ずる場合には、その職務についてはやむを得ないものに限り、それ

れからそういう場合には関係職員の意向が反映されるようにするということを、現実の運営上保障してもらうということが必要であらうということのために、そういう運用につきましての覚え書きといひますか、約束をいたすことにしたわけでございます。

○木島委員 ところが前の予算委員会に、

私が、この建議の第二項における「労働者の意向が反映されるよう適切な措置がとられるよう」という適切な措置とは何か、法律を含めて何らかの根拠がなければならぬと聞いておるけれどもどうかと言つたら、あなたはそれとおりです。すると、労働者の意向を反映させるその根拠は、一体この法律の中のどこにあるのですか。そうでなければこの建議の第二項は生きておらない。労働省はこの建議を生かしておらないことになる。

○岡部(實)政府委員 立案の過程におきまして法制局を含めて私どもいろいろ話し合ひをいたしまして、具体的にたといは意見を聞くというように規定を入れるべきかどうかということも検討いたしましたわけでございますが、どの段階でどこでこの意見を聞くかという具体的なことになりまして、必ずしもいまの法律上それを入れることが適当であるかどうかという立法技術上の問題もございまして、そこで先ほど申しました、きめる場合に勤務の実態について十分配慮をするということの中に、具体的に関係労働者の意向も聞く、あるいは意見を聞く、あるいは実情の調査をやる、いろいろなことが入つてまいる、そういうことを通じて、ここに申します関係労働者の意向が反映されるということも含められるというふうな考へて、最終的にこの規定にすることにいたしましたわけでございます。

○木島委員 あなたが言うのは、法律的には立法上技術的に困難だとか言つていらつしやるけれども、それでは、労基法三十六条の精神を労働省は前提にしているかと私はこの前の予算委員会でも聞いたら、そうだとおっしゃつた。その労働基準法第三十六条というのは、いまさら言うまでもない

のでありますけれども、この前言ったとおり、三十二条で一日八時間、一週四十八時間、それを最低として、それを原則とする。だから、時間外勤務は元来禁止的なものの例外措置である。それだけに労働者を売らないかだから、だから労働者と使用者が交渉し、文書協定をする、労働者の同意がなければ超過できないというのが三十六条の精神である。その精神、少なくとも最低の基準になる労働者の憲法であるこの基準法の精神というものを、労働省が、いまあなたのおっしゃるように根拠なくやるから、だから建議は第一項のように、こういうものは審議会にかけなければならぬというようにくぎを打ち、そして第二項においては、第三十六条の労働者の同意というものが労働基準法の時間外勤務の原則である、だから意向が反映されるような措置をとれということをしておる。けれども、ちっとも根拠がないじゃないですか。あなたは覚え書きとか何とか言つていらつしやるが、それは法律的にはどんな効果があるのですか。われわれ示されておられませんし、何もわかりません。

○岡部(實)政府委員 御指摘のように、覚え書きそのものは、法律上の効果を何ら持つものではありません。これは御指摘のとおりであります。そこで、法律上どういう規定を入れるかということでございます。法律上労働者の規定は、御指摘のとおり事業主と労働者が協定をする、こういうことを規定しておるわけですが、そこで、今回の法律の立て方は、文部大臣が教職員の勤務の態様について一定の基準あるいは規制によつて一律に超過勤務の問題についての考へ方を明示して、その基準、方針に従つて各学校が運営をしていく、こういうふうなたてまえになっておりますので、まずその基準によつて十分この超過勤務に歯どめが加えられ、かつその間に関係労働者の意向が十分反映されるような形を織り込んで基準が定められる、それが適正に確保され実施されるならば、超過勤務についても適正な管理が行なわれるものというたてまえに立ちまして、私どもは、いま法律にただ

いまの文言を入れることによりそれを適正に運用の過程で保証されるならば、適正な管理が行なわれるものというふうと考えておるわけでござい

す。
○本島委員 適正に管理されるならば労働基準法三十六条の精神が生きてあるであらう。しかし、何もその根拠がない。されるならばという仮定の上に立っている。いまここで労働省が考えなければならぬことは、労働基準法という労働者の労働条件の憲法といわれるものを守るのかどうか問題なのである。それが保証がなければこれは拒否すべきです。この法律を何とかつくりななければならぬから、だが三十六条の精神を生かすことは立法技術上非常に困難である。だから、そういうものを期待して、管理が適切であれば生きているというところで一体労働省の任務が果たされるのか。いま問題になっているのは、いま問われているのは、労働省はどういう立場に立つかという一番基本が問題なんです。こういうものを一つならなければならぬ、だから技術的にどうしたらいいかということ、それで完全な保証がされればいいですよ、されておらぬでしよう。おらないときに、労働省は一体、この憲法を守るかどうかがあるたの任務じゃないですか。そうでしょう。それがちっとも生かされておらぬじゃないですか。
○岡部(實)政府委員 私ども基準法を施行しておる責任者として、基準法の少なくとも基本的な考え方が生かされるということは必要である。そこでたとえば、しかし現実には国家公務員については基準法の適用をすではは適用いたしておられますけれども、その監督そのものについては、人事委員会に事実上まかしておるといううな法体制になっております。

そこで、今回の措置につきましては、教員の勤務のあり方については、そのものについてどうするかというについては、中基審でもこれは中基審が取り扱うべき問題ではない。そこで、それに関連して基準法の問題に触れてきた場合に、それ

についてどうするかということになるわけですが、そこで、基準法の基本的な考え方は、勤務条件、勤務時間につきまして普通の形で超過勤務がある場合のことを想定して三十六条は規定しておるわけでございます。そこで、このたびの改定によりましては、人事院からの申し出の趣旨もあり、また法案におきまして基本的な趣旨をつくって、それで超過勤務をするのだという立て方になっておりました。それに伴っての超過勤務手当制度そのものをもうこれは廃止していくのだ、そのかわり別な給与体系でまけていくのだという総合的ないろいろな考え方が打ち出されておりますので、その一環として私どもは、行政上の措置によつていろいろ適正な運営がなされる、ただ、その場合に、基本的な精神は十分法律的にも生かされておらなければならぬということ、法律上の先ほどの規定を、まあ先生御指摘のように必ずしも趣旨が明確でない、十分でないという点はあるかとは思いますが、いまの形で入れておたわけでございまして、私どもは、今後の文部省の運営によりまして、十分基準法の基本的な精神も生かされながら運営されるものと思つておるわけでございまして。

○木島委員 いつでも法律がむずかしくなるとそういうように期待するというあたりでもって法律が通つて、その期待が常に裏切られていくのが今日の歴史でしよう。労働省みずからが、基準法の第一条の「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから」として、「その向上を図るよう努めなければならない」というものを踏まえておられない。低下することにあなは同意をしておる。労働省が基準法の第一条をみずから踏みにじつておる。こういうことは労働基準審議会の見解を求めなければならない。しかも建議の第二項は、「関係労働者の意向が反映されるよう適切な措置」ということは根拠だ。根拠がなければならぬ。これは、この間もあなたは答へになつておる。その根拠が何もないでしよう。さつ

きあなたの言つたとおり、覚え書きがあるだけだ。その覚え書きの効果は、私はよく知りません。しかし、その覚え書きだつて何ですか、これは精神が生きていると思つておるのですか。「文部大臣が人事院と協議して時間外勤務を命じ得る場合を定めるときは、命じ得る職務については、やむを得ないものに限ること。なお、この場合において関係教育職員の意向を反映すること等により勤務の実情について充分配慮すること。」(勤務の実情について充分配慮すること。)が中心で、そのために「意向を反映すること等」、三十六条は労働者の同意を前提とする意向が反映される等によつて、反映が完全になれる、されなければならぬというこゝろなるわけだ。「等」により勤務の実情について充分配慮すること。これでは建議の第二項が生きておらぬじゃないでしようか。生きておると思ひますか。これが根拠になりますか、お答えいた

だきたい。
○岡部(實)政府委員 その覚え書きのその条項、その点につきましては実はこういう考え方でおつたわけでございまして。法律には勤務の実情について配慮する、こういう規定しか置きませんでしたので、ただ、その実情については配慮するということ、それを具体的にどういうふうにかへるべきか。その場合、地方の場合には一般的には勤務条件その他については条項で定められるといううなこともあります。その場合に、一般の地方公務員については地方公務員法で交渉の規定もあるわけでございまして。そこでこの問題については、私どもは、直接その関係労働者の意向が反映される等と申しましたのは、そのほか実情を十分調べる等といううなことも含めて、現実には意見を聞きさえすればいいのだということだけでも困るのだ。そこで意向が反映されるというこゝろは、その場合には実情も十分把握されてその上でといううな手だてもございまして、それらも含めて、要すれば超過勤務については、原則としてその歯どめなくやらないんだ、原則は超過勤務はできるだけしないというたてまえに立つて貰われるんだ、そう

いううなことも全体に含めましていまのようなこの覚え書きの規定をいたしたわけでございまして、その趣旨とするところは、むしろどうでもいいんだということではございませんで、できるだけ反映されること、その他実情を十分調べてその意向に反して無制限な、また必要以上の超過勤務が行なわれないようなことで運営すべきだということ、その運営の実効を考へての規定でございまして、趣旨はいま申しましたように、それを基準法の精神がどうでもいいんだということではない、まさにその逆の立場から考へてこれをした次第でござい

ます。
○木島委員 いまあなた、はしなくもおつしやつたでしよう。できるだけ労働者の意向を反映したり調査をしたり、これでは根拠にならないし、三十六条の精神が生かれないでしよう。三十六条は労働者の意向が前提、あなたは、いまできるだけ労働者の意向を反映するようにおつしやつた。これでは労働省が労働基準法というものをどう考へるかという一番基本の問題にぶつかつてくる。たとえば限度の問題でもあなたは、命じ得る職務の内容がたとえ一定していても、それに該当していれば無制限にいつでもやれるのでは三十六条の精神に違反するから、限度というものをこの建議の第二項はうたつておるんだ、いわゆる量の問題で

すね。ところが、あなたのこの覚え書きには、量の問題は全然入つてないでしよう。「命じ得る職務については、やむを得ないものに限ること。」とありますね。もちろんあなたのお答えでは、「勤務の実情について充分配慮すること。」の中には量が入るのですとおつしやるでしよう。しかし、無制限の、無定量の可能性をここには秘めておる。禁止はできない、歯どめは具体的にない。根拠にない。少なくとも建議の第二項には合つておらない。沿つておらない。委員長、だから石井会長を呼ばなければ質疑ができないというのはそんなです。建議はなされた、その受ける労働省がこの法律についてどのような措置をとられたか、中基審の建議が生かされているかいなかつたか、

のは、先ほど局長がお答えのようにこの審議の中でもって考えるとおっしゃるが、こういう中でもって明らかにしたときに石井会長の意見を聞かなければ審議はできません。理事会におはかりください。

○久保田委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

○久保田委員長代理 速記を始めてください。
本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後五時三十七分開議

○河野(洋)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

この際、山中吾郎君外二名から、日本社会党、公明党、日本共産党三派共同提案にかかる本案に対する修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山中吾郎君、○山中(吾)委員 本案に対して、日本社会党、公明党、日本共産党共同提案で、民主党の賛意を得て、修正案を提案したいと思っております。

修正案の内容について申し上げます。
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案に対する修正案

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。
第三条第一項中「第三項及び」を削り、同条第三項を削る。

第七条第一項を次のように改める。
国立の義務教育諸学校等の教育職員(俸給の特別調整額を受ける者を除く。以下この条において同じ。)を正規の勤務時間(給与法第十四条に規定する勤務時間をいう。第三項に

おいて同じ。)をこえて勤務させる場合は、文部大臣と国立の義務教育諸学校等の教育職員の過半数で組織する職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の三の規定により登録された職員団体をいう。以下この項において同じ。)があるときはその職員団体、当該教育職員の過半数で組織する職員団体がなくときは当該教育職員の過半数を代表する者との書面による協定で定めるものとする。

第七条第二項中「一般の職員に対して」を削り、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の協定においては、その勤務させることのできる限度についても定めるものとする。

第十条及び第十一条を次のように改める。
(公立の義務教育諸学校等の教育職員に関する読替え)
第十条 公立の義務教育諸学校等の教育職員については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第三項本文中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第一項、第三十六条」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間をこえる勤務等)
第十一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。)については、当該公立の義務教育諸学校等を設置する地方公共団体の教育委員会とその設置する義務教育諸学校等の教育職員の過半数で組織する職員団体(地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体をいう。以下この項において同じ。)があるときはその職員団体、当該教育職員の過半数で組織する職員団体がなくときは当該教育職員の過半数を代表する者との書面による協定をした場合においては、当該教育職員を正

規の勤務時間(給与法第十四条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。以下この項において同じ。)をこえて勤務させ、又は給与法第十七条第二項の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日において正規の勤務時間中に勤務させることができる。
2 前項の協定においては、その勤務の内容及び限度について定めるものとする。
3 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員で教育職員であるものに對する第一項の規定の適用については、当該教育職員は、当該都道府県の設置する義務教育諸学校等の教育職員とみなす。

以上が修正の内容であります。
提案の理由を簡明に申し上げます。
第一は、この法案は、教職調整額四%を支給することと引きかえに、近代労働関係の憲法とも称すべき労働基準法の適用除外を企図しておることを、われわれは承服することはできない。あくまでも労働基準法第三十六条の規定に基づいて、教育関係労働者の文書による協定に基づいて超過勤務手当というものを支給することは、近代労働の大原則であり、これを無視する法案には賛成できない、これが第一の理由であります。

第二、人事院の意見の中に、教育及び教師の勤務の特殊性、特に自発性及び創造性に期待することが多いという趣旨のもとに、超過勤務手当を否定しておる、なじまないという人事院の意見でありますけれども、自発性、創造性を期待するならば、勤務命令こそなじまないものであつて、一定の労働を特定の人間に命じた場合には給与の公平の原則に基づいて何らかの手当は支給すべきであるという原則はなじまないという論理がわからな

い。この意味においては、超過勤務手当は支給すべきである。もし実態において測定不可能なものについては調整額は正当であると思うが、測定可能なるものについては、超過勤務を命じた者に対し公平の原則に基づいて支給すべきである、この趣旨の修正であります。この点については、専門職であろうが、あるいはいかなる職業であろうが、勤務を命じた者に対してそれ相応の手当を支給するという原則は、近代労働関係のいかなる場合でも否定できないと考えるからであります。

第三に、労働基準審議会からの建議が出ておるのではありませんが、その中に、超過勤務手当を支給すること自体は最小限にとどむべきであるという基準法の精神に基づいて、関係職員の意向が反映するように、そしてまた、超過勤務手当支給については限度も明らかにするといふ建議がござい

ます。この建議が、この法案に、法律上に何ら明示されていない。
この三点で、どうしてもこの法案に対してわれわれは賛意を表することができない。
教員の給与改善、賃金向上については、われわれ熾烈なる要望を持っており、さらにもっと国の理想実現のために、また教育基本法に基づいて、民主的、文化的な国の理想実現のためには、教育基本法の前文にあるように、根本においては教育に待つべきであるといふあの精神を踏まえてみたときに、さらに賃金向上、労働条件の改善、給与の改善はすべきである、今後その方向にあらゆる努力を払うべきであるといふ信念にわれわれ立っておりますのでございしますが、そういう意味において、この法案が前進基地になるのかあるいは抑制の基地になるのかということについて、いま三点われわれの修正の提案理由を説明した中に非常に疑問がある。こういう意味においてこの修正案を提案した次第であります。

委員会においては、提案趣旨の説明をいたしましたわれわれの修正案に、慎重御審議をいただきまして、賛同されることを切望いたしまして、提案の説明を終ります。(拍手)
○河野(洋)委員長代理 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

本修正案は歳出の増加を伴うものとなりますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があれば、この際発言を許します。

坂田文部大臣。ただいま御提案の議員修正案につきましても、人事院の意見の申し出の趣旨にも反しますので、政府といたしましては反対でございます。

○河野(洋)委員長代理 原案及び修正案について質疑を続行いたします。木島喜兵衛君。

○木島委員 けさほど来の私の質問については、中央労働基準審議会の会長の御出席を求めておりましたところ、理事会及び委員長代行からたいへんお骨折りいただきましたことを多謝いたしますが、御出席にならないこととす。なお、いま会長代行が出席されるかというのを、委員長代行が御努力中でありま。そうでありま。すので、けさほど来申しておりますように、この法案の一番中心が労働基準法の適用除外ないしは実質的な労働基準法の改正である限り、労基法の九十八条によって、その場合は審議会にかけることになってい。私は理解します。したがって、その意見を聞かないことには、以後の質問をして意味がないという私の感じでありま。出席されるよういま御努力中でありま。それまでの間、私の質問を留保したいと思。い。

○河野(洋)委員長代理 有島重武君。

○有島委員 本法の審査の初めに、振り出しに戻りまして、出発点に戻りまして第一条に「趣旨」というふうに書いてございます。ここから始めてまいりたいと思。うのでございますが、法律はたいがい第一条目的、こう書かれておるのが多いように思。います。施行規則その他付随的な法律には趣旨という場合もござ。います。この法律のほんとうの目的は一体どこにあるのか。趣旨はここに明記してござ。います。この目的について一番最初に文部大臣から承。つておきたいと思。います。

○坂田国務大臣 この法案は、教職員の給与問題等に関しまして、専門的見地から詳細に検討されました第三者機関でござ。います。人事院から政府に

対する意見の申し出がござ。いました。私どもは、この人事院から勧告されました事柄に對しまして、人事院勧告を忠実に守り、人事院の申し出を完全に実施するとい。うことが、文部大臣といたしまして、文部省といたしましての責任であるとい。うことで作成をいたしたわけでござ。います。そういうわけでございますが、この教職員の調整額の基準にかかわる法案は、長い間教職員にとりましても重大な関心事であ。つたことは御案内のとおりでござ。います。私どもといたしまして、関係教職員団体等の意見、要望等を聞きま。すとともに、これらの意見、要望等を十分参酌しながら、かつ人事院の意見の趣旨を尊重する立場で法案の作成を行。な。つたのでござ。います。

そういうわけでござ。います。私どもといたしましては、教育界に人材を求めるとい。うことが教育を振興する上においてき。わめて大事である、そういうわけでございます。けれども、今日の状況は産業界が非常にい。んしんをき。わめて、ともいたします。と、よ。き人材が産業界に流れていくとい。うことを心配いた。しておるわけでござ。います。教職員の方々が非常に大事な教育に安心して當。た。れるためには、その待遇を十分考。えてあげるとい。うことが大事である。ただいま中教審にお。き。ま。して幼稚園から大学までの制度改。革をや。つてお。り。ま。す。けれども、この制度改。革がい。か。よ。うな最終答申を得るにいた。した。しても、私は、何と申。しま。してもり。つ。ぱ。な。よ。き人材が教育界に入り、また定着を。し。、そして次代の青少年の教育に専念できる、そういうことをや。つ。て。いた。だ。かなければなら。な。い、か。よ。うに考。え。ま。し。て、そういうよ。うな教職員の待遇改。善の一環といた。して、私どもといた。し。ま。してはこの法案を提出いた。した。次第でござ。います。

○有島委員 ただいまの大臣のお話、前段は経過をお話にな。つ。たと思。います。私が伺。つ。てい。るの。は目的なん。です。どうい。う目的でも。つ。てこの法律を提出されたのか、それをもう少し率直に言。つ。ていた。だ。きたいと思。うのであり。ますが、教育界に

人材を求めるとい。うことが目的なのであるか。それならそれでよろ。しい。ん。です。けれども、その目的をは。き。き。り言。つ。ていた。だ。きたい。

○坂田国務大臣 私の気持ちといた。しては、やはりこの法案も教職員の待遇改。善の一環として考。えてお。る。わけ。で。ござ。います。しかし、いまさらにお。尋。ね。が。ござ。います。から、この法案の目的とい。う。こと。に。つ。いて申。し。上。げ。たいと思。います。

教職員の超過勤務問題を解決いた。します。ことは、前々からの懸案でござ。いました。政府にお。き。ま。しても、昭和四十三年の第五十八回国会に教育公務員特例法の一部を改。正する法律案を提出する等、種々努力を重ねてまい。つ。た。ところ。で。ござ。います。このたびの小学校、中学校、高等学校等の教育職員に。つ。いて、その職務と勤務態。様。の特殊性にかんが。み。ま。し。て、超過勤務手当制度はな。じ。ま。ない。ので、この制度は適用しないこととす。るとともに、新たに俸給相当の性格を有する給与として教職調整額を支。給。することとする等の措置を講。ず。ることが必要である。と。の。人事院の意見の申し出が行。な。れ。ま。した。が、この意見は、従。来。からの懸案であり。ま。した。当面の緊要な課題でもござ。います。超過勤務問題の解決にも役。立。つ。ものでござ。います。また、政府といた。して。も。従。来。から人事院の勧告を尊重するとい。う。態度をと。つ。て。きて。お。り。ま。す。ので、この人事院の意見に沿。い。ま。し。て必要な立法措置を講。ず。るため、この法律案を提出したわけ。で。ござ。います。

○有島委員 いまのお話ですと、超過勤務問題を解決するためにこの法律をお。出。し。にな。つ。た、そうい。う。ふ。うにお。し。し。や。つ。た。ように私は受け取。り。ま。した。そうい。う。こと。で。す。か。

○坂田国務大臣 端的に申。せ。ば。そう。で。ござ。います。

○有島委員 それはたい。へ。ん。問題だと思。う。ので。す。ね。超過勤務問題とい。う。のは、教育行政全般の目的から。い。た。します。と、これは教育を重視することとい。う。教師を集めることがその一番の眼目である。そうい。う。一つの目的の一つの系列があると思。います。それと。は。ち。よ。つ。と。は。ず。れたお。話。なん。です。ね。

○坂田国務大臣 だから最初に私が申。し。上。げたわけ

でござ。います。で、待遇改。善の一環として超過勤務問題を含。め。てこれを解決しよう、こ。う。い。う意味で申。し。上。げた。つ。もり。で。ござ。います。た。け。れ。ど、それは二番目の答。弁。が。否。足。らずであ。つ。たと思。います。

○有島委員 待遇改。善と超過勤務問題の解決とはど。つ。ちが主目的なん。です。か。

○坂田国務大臣 私といた。しては、先。ほ。ど申。し。上。げ。ま。した。ように、待遇改。善の一環としてこれを考。えてお。る。とい。う。ふ。うに御理解いた。だ。け。れば。け。つ。こ。う。だ。と思。います。

○有島委員 そうすると、待遇改。善とい。う。ことが主目的なん。です。か。目的がほん。と。う。のところど。つ。ちにある。ので。す。か。それを。は。き。き。りして。いた。だ。き。たい。し。つ。こ。い。い。う。で。す。け。れ。ど、もう一度お。願。い。いた。した。い。

○坂田国務大臣 待遇改。善の一環とい。う。その中に超過勤務問題の解決も含。ま。れてお。る、こ。う。い。う。ふ。うに御理解いた。だ。け。れば。い。い。ん。じ。や。ない。か。と思。います。

○有島委員 そういた。します。と、私どもは非常に善意に解。して待遇改。善が一番の主目的であ。ろ。う。い。ま。も。お。し。し。や。い。ま。した。その一環としてとい。う。こと。で。す。から、従。属。的な話だ、そうい。う。こと。で。ござ。います。ね。そうい。う。ふ。うに受け取。つ。て。よ。ろ。し。い。ので。し。よ。う。か。そこを。は。き。き。りして。いた。だ。き。たい。

○坂田国務大臣 従。属。的。とい。う意味ではなくて、教職員の待遇改。善とい。う。一つの目的の中に、従。来。問題にな。つ。て。お。り。ま。した超過勤務問題も含。ま。れて解決される、こ。う。い。う。ふ。うに御理解をいた。だ。き。たい。とい。う。こと。を。先。ほ。どから申。し。上。げ。て。お。る。わけ。で。ござ。います。

○有島委員 含。ま。れて。い。るとい。ま。お。し。し。や。い。ま。した。け。れ。ど、それが相。矛。盾する面がある。のでは。ない。か。とい。う。見。解。もある。わけ。で。ござ。います。ね。それで第一の目的とい。う。のは待遇改。善にある。のだ、大臣には。そ。う。い。う。こと。は。言。い。切。れ。ない。わけ。なん。です。ね。

○坂田国務大臣 御案内のよ。うに、今。度。の場合、は、教職員の調整額とい。う。のは四。%。で。ござ。います。し。かし。な。が。ら、これは給与には。ね。返。つ。て。い。く。わけ。で

ございますから、年金、退職金その他にはね返り分がございまして実質六%という形になっておる。本俸というところでございまして、やはり教職員の待遇改善というふうに見てけつこうだと私は思います。

○有島委員 もう一つ、いま待遇改善ということで議論がありますから、では待遇改善をなさる目的は何なんですか。たいへん失礼な質問ですけれども、それを確認しておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 教職員の方々が、日夜次の世代を背負う青少年の育成のために懸命の努力を続けておられる。こういう方々に対してその労働に対する当然の報酬あるいは待遇というものを考えて、そして専心していただくということは文部大臣として当然考えなければならぬわけでございます。また、いたずらに過重なる労働をしいるというふうな非近代的なことがあつてはならない、こういうふうな私どもは考えまして、従来超勤問題が云々されておりましたけれども、実態といたしましては命じてはいないけれども相当の時間外の勤務がある、こういうようなことをほつておくわけにいかないと私も思つたわけでございまして、こういうものをカバールし、そして同時に教職員の待遇の改善の一步になる、さらに抜本的な待遇改善というものもあわせて考えていく、こういうふうな強い決意のもとに私どもは今回の法案を提出し、御審議を願つておる次第でございます。

○有島委員 いまおっしゃつたのは、教員が本来のつとめを果たすことができるように、教務に専心することができるといふことが目的ですね。そういういたしますと、その目的のためにはどんな努力でもなさる、そういうことが大臣のお立場にやないかと思ひます。それで、教務に専心すること、そして待遇を改善すること、そういうことがまず果たされなければならぬ第一番の目的である、そういうことでございませう。それをもう一ぺん確認させていただきたい、たいへんしつこいようだけれども……。

○坂田国務大臣 そうでございます。

○有島委員 教務に専心することができるといふ給与の上でも待遇改善をやつていく、そういう目的のために労働基準法の三十六條、三十七條というものを除外しなければどうしてもならないのですか。そのことがどうしても不可欠になるのかどううか。

○坂田国務大臣 今回の私たちの法案は、先ほども申し上げましたように、人事院の勧告を完全実施するということでございませう。また同時に、やはり労働に關係がございませうから、中央労働基準審議会の建議というものを尊重しながら法案を作成したわけでございませう。私もといたしましては、やはり教育というものが、特に教職員の自発性あるいは創造性に基づく勤務に期待する面が非常に多いということ、あるいは夏休みのように長期の学校休業期間があるというふうなことを考慮いたしました場合に、その勤務のすべてにわたつて一般の行政事務に従事する職員と同様な時間的管理を行なうということとは必ずしも適当ではない。とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない、こういう人事院のお考えは私たちもそのように考えておるわけでございまして、勤務時間の管理について、そういうような人事院の勧告に従ひまして完全実施の方向でこの法案を御提出申し上げておる、こういうことであります。

○有島委員 この法律の目的である教員の待遇改善のためには、どうしても労基法三十六條、三十七條を除外するという条件が不可欠なことになるのですかということ。もう一ぺんお願いいたします。

○宮地政府委員 大臣が先ほど来答えておられますように、この法律はもろろ政府として責任を持つてつくりましたが、基本的には人事院勧告の趣旨を尊重いたしまして、そのもとにこの法律案はつくりました。そして教師の勤務時間につきましては、とりわけ超過勤務手当につきましては、いままでの本委員会でも、おいでになりました總裁からる相当詳細な御説明がございました。私どももそのように解しております。そういうことで超

勤手当というものはなじまない。そこで、さらばといつて超勤手当はやらないんだということだけではなくて、超勤手当にかわるべきものも含まれて、しかもそれは手当ではなくて給与の一部としてまじりていわれる調整額として支給する、こういうふうにいたしました。したがういませう、労基法の三十七條は割り増し賃金のことでございますから、その規定は当然除外になるということでございませう。したがういませう、三十六條のいわゆる三六協定は、そういう職員につきましては——現在地方公務員につきましても例の労基法の三十三條三項職員でございませう。この職員については三六協定は適用する余地がないという解釈でございます。これも労働省が、基準局長もおられますから、そちらの法律は何でございませうたら基準局長からお聞きしたかったと思ひますが、そういうことで三十七條は適用除外する、三十六條は当然適用の余地がなくなる、そういうことでございませう。

○有島委員 私が伺いたいのは、いい先生を教育界に集めたい、そしてその先生方に十分仕事をしたい、だからといって、雑務を除外してほんとうに教育に専念してもらいたいということ、三十六條、三十七條を除外しなければどうしてもいい先生が集まらない、また三十六條、三十七條を除外しなければ先生は雑務に追われてかなわないという何か論理的な筋合いがあるのかないのか、その辺を伺いたいわけなんです。

○宮地政府委員 現在の三十七條の規定を適用すれば絶対にいい先生が集まらないというほど、それほど直接に、ストレートに因果關係があるものではないかと思ひます。しかし、本来先生には三十七條規定はなじまないんだということ、三十七條規定ははずしたということでございます。

○有島委員 私は、そのいまのお話はたびたびこの委員会でもって承つてきたわけなんです。私の伺いたい点は、三十六條、三十七條をはずすといふことがどうしてもこれは不可欠な問題なのか、どうしても固執しなければならぬ問題なのか、その一番最初の法の目的に照らしてみても不可欠な

ものか、その辺を大臣は一体どう考えていらつしやるのか、それを伺いたひのです。

○坂田国務大臣 一つには、たとえば先ほども申し上げましたけれども、先生方の教職という職業は、自発性と創造性という性格があるわけなんです。そういう意味からいいますと、労働を売つたり買つたりというものはなくて、私も英語はあまりよくわかりませんが、たとえばレーパーという場合とあるいはワークという場合との違いですね。ワークの場合は、むしろ自主性及び創造性といふものを要するといふふうにも一般的にはいわれるわけですね。レーパーの場合は、もう余儀なくこれだけのことを働いたらこれだけ、一時間幾らだ。こういうふうなことは実は教職員というものはなじまないのではないだろうか、こういう一つの考え方が基本に実はあるわけでございませう。そしてまた同時に、国家公務員については昭和二十三年でございまして二十四年に、すでにその条項ははずされております、人事院總裁のお答えによりまして、まあそれは地方公務員あるいは地方の先生方とはだいぶ違ふ面もあるかもしれないけれども、そういう問題も起こつておらないといふことから考えれば、そうむちゃくちゃなことではないのではないかと、こういうことでございませう。それからやはり地方公務員の中においても、先生方の勤務というものは一般の行政職とは違ふといふこと、あるいは裁判官その他の職務等も例外がございませうけれども、そういう形に将来行く行く持つていかなければいけないんじゃないか、こういうわれわれの願ひが実はこれに込められておるというふうな受け取つていただければ、ある程度は御理解いただけるんじゃないかというふうに思ひます。

○有島委員 いまのレーパーといふことばとワークといふことばでございませうけれども、これは多分に主観的な問題でございまして、同じ仕事をしておりまして、それをレーパーとして受けていてる人とワークとして受けていてる人といふわけですよ。こうやっていまお話ししているのでも、これ

が一体ワークであるのかレーバーであるのか、これはいろいろであるわけですよ。そういった問題とどうしても労基法をはずさなければならぬのかという問題と——それでまあ逆にいえば、労基法をはずすとレーバーがワークになって自発性を発揮するといふふうな考えだったら、これまたちよつとおかしい、非常に飛躍ではないかと思うのですよ。私が伺いたいのは、何が何でも労基法をはずさなければいけないのか、いやそうでもないんだというお話か、それともこれはどうしても事情があつてはずさなければならぬのだ。それはどつちかのお話になるんじゃないですか。

○坂田国務大臣 まあレーバー、ワークの議論は別といたしまして、それはとにかくにも先生方というのは自発性と創造性が大事だ、このことはやはりよく御理解賜われる事柄だと思つたので、このことを割増し賃金の形でやるという、そういう行き方もないわけじゃございませんでしよう。絶無だとは言えないけれども、どちらがベターかというならばこちらのほうがベターだということ、われわれはこちらのほうをいいものとして提出をいたしたわけで、かてて加えて、人事院のほうでもそのような見解に立つてわれわれに勧告をされたわけでございます。従来、人事院の勧告について、われわれもあんまり十分それにこたえなかったわけでございますが、ようやく完全実施ができたわけでございますが、今度人事院から勧告されましたことについては、われわれも不満なところもまだないわけじゃございませんけれども、しかしながら、またわが意を得たりというところも実はあるわけでございます、つまりベターな点がわれわれと同意見でございます、今回の法案を提出するということに相なつたわけでございます。

○有島委員 いまの自発性と創造性ということも、中身はさつき横文字でおつしやつたことと同じだと思つたのですよ。そしていまベターということばが出てまいりました。ということは、不可欠ではないのだということですね。さつきからの質問の

続きでございますけれども、労働基準法をはずすということは不可欠な条件ではない、そういうふうにいふおつしやつたことになりませんか。いまいい先生を集める、その先生方に自主的な創造的な仕事をしたい、そのためにどうしても労働基準法の三六、三七をはずさなければならぬのか。必ずしもそうではないんだ、けれどもというふうなお話ですか、いまのは。

○坂田国務大臣 というのはちよつと違つたのでして、それは先生方は、先ほどの修正案にあるように、はずすことをベターだと考えて出されておるというふうな……（先生とはどつちだ、われわれのことか）と呼ぶ者あり）もちろんそうです。ということでございますが、私もどつちだと思つたので、この法案は、そういう考えを入れればこの法案そのものが、たてまえがくずれてしまふわけでございます。ここが一番のポイントだと私も考えております。でございますから、先生方のいふゆる自発性、創造性というものを皆さん方がお認めいただくならば、むしろそのふさわしいものは超勤がなまじない、こう考えたほうが一般的には自然だ、これが私たちの考え方でございます。

○有島委員 その議論はほんとうに再々伺つてゐるわけなんです。私はいまこの大詰めのときに来て一言伺つておきたいのは、どうでもこうでも労基法をはずさなければならぬのか、これはどうしてその必須条件なのであるか。

○坂田国務大臣 私たちがこの法案を通す以上は、それはもう不可欠なものでございます。通すというのには語弊がございますが、私どもの意見、論理を展開していくというのを貫くならば、やはりそれは違つたことでございます。

○坂田国務大臣 皆さん方は、あの修正案でもつていい人材を得たいと考えておられるかもしれない。私も、この法案でもつていい人材を得たい、こういうふうな考えでおる、こういうことを申し上げたわけでございます。

○有島委員 それでや立場が違つただけでも、いまその中間線をちよつと議論してゐるところです。だからどうあつてもそれは不可欠な問題なのか、それを聞きたい。

○坂田国務大臣 私から申し上げますと、私は教職員のつまり自発性、創造性ということが教育に一番大事だ、こういうことをもしお認めになるならば、私たちの考えのほうがすなおじやなかろうか。むしろもしこの自発性と創造性というものをなくした形に考えられれば、先生方のお考えは成り立つのじやなからうかというふうには私は思ふのです。

○有島委員 先ほどレーバーとワークのお話が出たときに言つたのと同じことになるのです。創造性とか自発性という問題は、やはり同じ仕事をしたい、もちろこの持つてゐるステータスが違つたわけですね。ですから、そういう問題とこの労働基準法の問題がどうしても密接にくつてゐるのだ。労働基準法を適用していくということであると創造性がそがれる、それから自発性がそがれる、そういうふうな御判断に立つていらつしやるというふうな話のお話ですね。そういういたしますと、労働基準法の適用を受けてゐるすべての勤労者というものは、全部自発性、創造性がないのだ、そのようない話になつてゐるのですよ。そういうことは間違ひじゃないか。

○坂田国務大臣 私は、すべての労働者の人たちに自発性あるいは創造性がないというふうには考へておりません。すべての労働者、勤労者の人で、この自発性と創造性を持つてもらわなければならぬ。しかしながら、ぎりぎりのところを言つた場合は、労働という場合においては労働を売るか買ふか、この端的な、あるいは冷徹な事実というところに対して、労使関係においては団体交

渉権も付与されておりますし、また同時に、ストライキ権も与えられておるわけなんです。しかしながら、たとえば教職員とか国家公務員の場合には、労働者に与えられておるような団体交渉とかあるいはまたストライキ権というものは付与されておらないという意味は、やはりその職分が多少違つても、教職員という職務あるいは者はそういうものである。われわれは専門職としての認識を持つておるわけで、このほうがむしろ先生方に対しておるうちに、単なる労働を切り売りする、こういうふうには一般的には認められておらないじやないか、そういう特殊性というものはやはりある。そこに着眼をして、やはり今回の教職調整額というものが超勤手当をやるよりもベターである、こういうふうにおわれわれは考へております。単に文部省が判断したのみならず、私の言うことも聞き入れていただくこともあれば、十分には聞き入れてくれないこともある、そういう第三者機関である人事院総裁までがわれわれの考え方と同じであるということでもつて、私たちがだけの恣意な判断でないというふうにとつと御理解を賜りたいというふうに思ひます。

○有島委員 労働基準法を除外するということは、不可欠ではないけれどもベターである、そういう結論でよろしゅうございませうか。大臣おつしやつてください。

○坂田国務大臣 たとえば、一方に修正案を出しにやつてゐるうちに、それをはずすような考えがあるわけですから、この世の中にその存在があらうことはあるわけですよ。ただ、私どものほうからいへば、その法案よりもわれわれのほうのベターであると信じておる。そして第三者機関である人事院もわれわれの考え方に賛成してくださつておる、こういうことは単に文部省だけのわがままな解釈ではない、あるいは独断ではない、こういうふうには私は考へておるわけでございます。

○有島委員 私が初めから伺つてゐるのは、これ

はどうしても不可欠な問題なのか、それを聞いておるのですよ。なじまないとかいう話はさんざん聞いておるわけですよ。それから人事院の御意見もそうであったという話も私は承知しているわけですが、どうも、どうしても不可欠な問題なのかどうかという点だけをすらすらと書いていただければ、私はどんな先に行くのですよ。

○坂田国務大臣 繰り返して申し上げますように、私もどうも承知しては、そういう考え方は教職員の職務にかんがみましてなじまないというふうに思っています。

○有島委員 では、大臣はどうしても不可欠ということは言いたくない、そういうふうな受け取りますよ。それを言つては困る、ただし、さっきお話を伺つておりますとベターであるというお話です。

それから、労働というものは創造性と自発性がないというふうなお話だけれども、こんなものをここで読むのはちよつと申しわけないみたいだが、労働基準法の第一條は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」というだけの話ですよ。それから、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない」といふことは、その向上を図るよう努めなければならない。それだけの話でございますよ。こういう趣旨の、こういう目的のものをどうでもはざなければならないというところは、これは非常におかしな問題だと思つておる。この一條を見る限り、人たるに最低の条件を確保するだけの話ですから、それで、いまおっしゃつたように教員というものは先生といわれるように、もっとずっと十分な待遇を与えてもいいはずのものでございまして、そういうことは、これは見方を變えて言いますと、最低基準をまだ下回るといふ、衝動めをとられてしまったのと同じようなことになるのじゃないかと考えてもしかたがないんじゃないですか。

すか。もう一べん伺つておきますが、どうしても労働基準法をはずすのは不可欠なのか。

○坂田国務大臣 質問の意味が私、どうしてもわからないわけなのでございまして、先生の話を聞いていますと、それでも全部を律しなればいかにぬというふうな思つておられるのじゃないかと思つておる。というのは、国家公務員の教職員についてはすでに除外されておりますね。それはそれなりの理論構成がちゃんとあるわけですよ。あるいはまた、これは待遇がかなりいいですけれども、最高裁判所の方々だつてそうなので、先生をはずすというところは絶対相ならないというところも、またこれは私にはわからないのです。そういうことを言つておるのじゃないのです。全然そういうことを言つておるのじゃないのです。教育界に人材を集める、そして教員に十分な仕事をしたい、その目的のためにどうしても労働基準法の一部の適用を除外しなければならぬのか、そのことがどうしても必要不可欠な条件になるとお考えになつていらつしやるのかどうか、そのことだけを伺つておる。

○坂田国務大臣 そこが、実を申しますと一番最初に私が答えた意味と関連を持つわけなので、やはりその意味を振り返つてお考えいただきたいと思つておる。これは、端的に申し上げますならば、やはり教職員の調整額という形で、従来の懸案事項を含めて待遇改善の一環として法案を提出いたしておられます。しかしながら、将来人材を求める意味におきましては、教職員のいまの自発性と創造性という職務に値するような抜本的な待遇改善をやるのだ、その第一歩である、その意味合いにおいてよくお考えをいただきたい、こういうことをずっと申し上げておるわけですよ。そういうようなことがこの法律にはないじゃないかということでは山中先生からのお話でございまして、私にはよくわかるわけではございまして、私のその当時の答弁資料

をお読みいただきますならばおわかりいただけると思つておるけれども、こういうような国会の場において責任者である私が申し上げて、そしてそれが速記にとどまるというところは、同時に私どもとしては責任が生ずることではございまして、その点はひとつ御信頼をいただきたい、こういうふうな思いは思つておるわけではございまして、でございまして、構成員といつたしましては、将来ともかくにも教職員の待遇改善というものはやはり抜本的にやらなければならぬ、その第一歩であるというふうなことをお考えいただくならば、すなおにいま、はずした意味もおわかりいただけるんじゃないや、かろうかと私は思つておるわけではございまして。

○河野(洋)委員 委員長代理、ちよつと有島君、初中局長から補足をさせましょう。

○宮地政府委員 労基法三十七條の割増し賃金があれば絶対によい先生は来ないというほどの関連があるかどうかという御質問だと思つておる。超勤手当、割増し賃金、三十七條があれば絶対にもうよい先生は来ないんだというほど、そんな大げさな関連はないと思つておる。しかし、三十七條で割増し賃金を払ふというところはなじまないのだから、それよりベターな調整額を支給しようというだけだと思つておる。

それから、先生がお読みになられました労基法の第一條は当然適用になりますから、そういうものまで今度教員にはずしておるわけではありませぬ。

○有島委員 いまの最後の話からしますと、第一條は、三十六條にも三十七條にも全部貫き通つておる話だから言つたんですよ。最後の話は、あれはちよつといただけの話ですよ。最後の話は、あれは絶対不可欠のものではないんだ、ベターなんだというお考えです。ですから、どうしても労働基準法の適用除外をしなければならぬという問題ではないけれども、しかも特別な事情でそれをやつておるんだ、そういう結論であると私はこの場で判断いたします。さっきから不可欠だといふ

ことは、とうとう大臣から言えないんだから、ないわけですね。不可欠というところは、とうとうおつしやらないわけですよ。いろいろなことをおつしやつたけれども、そのことばだけは言われたいわけなんです。だから不可欠ではない、そういうことになりませんか。

それは、その問題から次の問題にいきます。この法案が、当分暫定の処置である、近い将来には抜本的な教職員給与体系に基づく給与法を成立させるべきである、そういうふうに私は考えます。それで、大臣もそれに非常に近いようなお話をなさいましたけれども、それをしっかりと確認しておきたいわけなんです。大臣の御見解はいかがでございましょうか。

○坂田国務大臣 もうそれは、先ほどから繰り返して申し上げておりますことではございまして、そのとおりでございまして。

○有島委員 そういたしますと、ごく近い将来に抜本的な給与法というものが提示される、そのごく近いというところになりますと、これはいつごろかという問題になるわけですよ。それからもう一つは、抜本的な給与体系の柱は一体どこら辺に置かれるのか、そのことだけ承つておきたいと思つておる。

○坂田国務大臣 御承知のように、中教審の最終答申も近く出るようになりますけれども、すでに昨年の十一月の中間報告でございまして、「初等・中等教育の改革に関する基本構想」の中で、「教員の養成確保とその地位の向上のための施策」の一環として、「教員の給与は、すぐれた人材が進んで教職を志望することを助長するにたる高い水準と、同時に高い専門性と管理指導上の責任に對應するじゅうぶな給与が受けられるように給与体系を改めること」ということを提案いたしておるわけではございまして。私もどうも承知しては、その具体化に全力を注ぎたいというふうな考えも持つておるわけではございまして、それがいいと思います。また、待遇改善の一環であります本法案、しかも人

事院が勧告をされたこれを完全実施するというような、このことができないようなことであつてはまことに私は意欲をそがれてしまふ氣になるわけでございますが、どうかひとつ皆さま方の御協力のもとに、これを通していただきたい、かように考える次第でございます。

○有島委員 中教審はすでに去年ですか、いまお読みになったのは……

「いまのは作文だよ」「違ふ違ふ」と呼ぶ者あり

○河野(洋)委員長代理 御静肅に願います。

○有島委員 四十五年の十一月五日ですか、そういうことになっておりますね。確かにこれは、「すぐれた人材が進んで教職を志望することを助長するにたる高い水準とし、同時により高い専門性と管理指導上の責任に対応するじゅうぶんな給与と受けられるように給与体系を改めること」が必要だということをいつてゐるわけですよ。その改められるのは一体いつのことか、どういう柱をお立てになるのか、それを伺いたい。

○坂田国務大臣 これは最終の答申を待つて具体的に検討して、その実現に努力したい、かように考えております。

○有島委員 そうすると、いつごろにはつくろうという意欲は全然なしというわけだ。(「そんなことない」と呼ぶ者あり) だって、もう最終答申は五月には出るのでしょ。それからゆつくり考えようっていうのですか。いつやるというのですか。

○坂田国務大臣 これは中央教育審議会に諮問をいたしまして、いませつかく懸命の検討をされ、そうして近く出るわけでございます。その出る前に私がいろいろ申し上げるというところは差し控えたいというふうに考えます。ただ、私の気持ちといたしまして、一般的に教職員の待遇改善には抜本的な給与体系をつくらなければならぬという決意を秘めておるということだけは、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

○有島委員 それも私の聞いている答えではないんですよ。じゃ、中教審が五月に答申を出しまし

て、いついつまでにそういうものをつくるべしというふうなことで中教審がいうのですか。いまこちらは、いつごろまでにつくるのか、それを伺っているわけですよ。

○坂田国務大臣 その御質問が非常に無理な御質問でございます。私が無責任に言うならば、私としてやはり中教審の最終答申を見ました上で、そして私どもでこれをつぶさに検討をし、そしてしかるべき具体案を練るべきである、それがやはり文部大臣としての社会に対する責任である、かように考えておるわけでございます。いろいろの考え方はございますけれども、それをここで、まだきまりもしないものを申し上げるということには、私どもは思ひません。

○有島委員 私は、そんなこまかいことを全部言えという話なんですよ。いつごろまでにつくるかという話なんですよ。さっき大臣が決意を述べられましたよね。そういう御決意も、この前の委員会にもあったかもしませんけれども、そういう御決意は、代々の文部大臣は皆さん言つていらつしやるわけじゃないですか。

たとえば、これは三十八年の六月十二日、荒木萬壽夫文部大臣が、国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案、この審議の際にこういうことを言つていらつしやるわけですよ。「元来、ひとしく公務員の中でも教職にある公務員につきまして、国家的、社会的立場でいかにこれを評価するかという問題は、戦前からの問題でもございまして、戦後においても特に重視されるべき課題であつたにかかわらず、十分な検討がなされないうままに今日に來ておるとも言ひ得ると思つております。いつかもし申し上げたことがございますが、むろん戦前との比較だけがすべてではございませんけれども、いまもお話に出ましたように、いわゆる人づくり、大事な児童生徒、学生等の青少年を育成していく教職員は、他の公務員よりも遅つた評価

でもって考えられるべき本質を持っておるうかと思つたのであります。云々。それから、「同時に、それにふさわしい給与を与えるという制度を確立することが、冒頭から申し上げました教職に対する国家的、社会的評価を十分に国民的立場で考えるよすがになるであらう」、「こんなことを昭和三十八年にもうすでに言つていらつしやるわけですよ。いまの御決意は、三十八年から一歩も前進していないという感じがするわけですね。まだまだ同じような話がたくさんあるのです。四十一年三月二十五日、中村梅吉大臣も言つていらつしやる。四十一年には有田喜一文部大臣、同じようなことを言つていらつしやる。剣木さんの話も伺いました。灘尾さんのお話も伺いました。ずつとそんなことばかり言つてゐるんじゃないですか。

そしていまもつて——これは昭和三十八年、もつと前を調べればもつとあつたかもしれないけれども、いつごろまでにつくらなければならぬかという話はあると思うのです。そのことを示さないで、いつかやるといふ、何かアスナロ・ヒノキのお話みたいに、そういうためどの大筋をやはり示されないといふことは、さつき無責任なことではできないとおつしやつたけれども、そういうものを示さないでいて決意ばかり述べても、やはりそれは無責任な決意じゃないか。そういうふうになりませんか。いつごろまでにおつくりになるという気持ち、それがはつきりしますと話はすいぶん案になるのですよ。

○坂田国務大臣 なかなかそれはむずかしいお答えでございます。そうおつしやいますけれども、たとえば人事院勧告についても、政府は長い間やるやると言ひながら、なかなかやれなかつた。しかしながら、実際においてやりました。やはりこれは、一歩一歩積み上げていってあそこまでいくわけですよ。でございますから、私が申し上げましたのは、抜本改正、抜本改正と言ふことは言いやすいけれども、実はそのいく前にやるべきこともあるわけなんです。それをやらないうで、単に抜本改正、抜本改正と言つても抜本改正につながらな

い。むしろその抜本改正をやる入り口であるこの法案を、ひとつぜひ通していただきたい。

とにかく来年の一月から一般の先生方に四千円プラスするんです。あるいは年金その他退職金には相当の額がはね返つていくわけですよ。これが通らないといふことは、私はほんとうに身を裂かれるような思いなんです。それを私はぜひひすことが文部大臣の責任であるし、それで私は十分だと思つていないので、これはまた人事院にも御相談申し上げます。そして同時に、われわれ自身としても、中教審の最終答申を得まして抜本改正をやる、こう言つておるのにどうして私の気持ちが変わつていただけないか、こういう非常にいい気持ちなんぞでございます。このところはいくつとつと考へていただきたいと思うので、本年度、とにもかくにも四十億予算をとりまして御審議をのたまふ、またおじやんにしてしまふかと思つた。非常につらい気がするので、そういうもので四、五百億になるわけでございますから、これは相当の給与改善の法案だ、優遇法案だといふふうに私は信じておるのです。

でございますから、ひとつぜひともこれを通していただきたい。また、こういうことを積み重ねていって、初めて先生がおつしやる抜本改正ができるのだ。だから、これが通らなかつたならば、私は、何か月あるいは一年後にこうしますなといふことはとても言へませんですよ。私は、ほんとうにそういう氣にならぬことになつてしまひます。ですから、こはひとつぜひお考えをいただきます。抜本改正の突破口である、こういうふうにお考えをいただいて、ひとつ御協力を賜りたい。これは、私は全国の教職員のためにお願ひを申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。○有島委員 身を裂かれる思いはむしろこっち側、教師側なんです。四%について、何もそれを修正して低くしろなんというところは一つも言っていないのです。いまの話は、全然話が別ですよ。抜本的な改正をするのだ、そういう給与法をつくら

なければならぬのだということをずつと書いていらつしやる。それはいつおつくりになるのか、そのめだけでもお示しください、そういうことなんです。これが突破口なんだから、これを突破してくれないなら、とても先のことはやる気がしない。いまのはちよつとまずいお話しやないかと思うのです。それから、これを通さなかつたら先は考えられない。いまいた話ですけれども、そんなことを言つたら、どの法案だつてみんなそういうことになつてしまふ。これを通さなかつたらなんて、それじゃまるでおどかしみたい。

いま、入り口というお話があつて、入り口に入れるというのだけれども、では中にだれがいるのだというのを、入る前に知らしてもらいたいと言ふ人もあるわけですよ。とにかくこれをあげなかつたならば何だ、そういう立場、それこそ兵隊さんでいへば、一番先兵になつて突破していかうかあそここのところだけ破ればいいのだ、それだけの兵隊さんいます。しかし、これは兵隊さんの集まりというよりはむしろ参謀部に当たるので、もつと広い範囲の、視野の大きい話をしていふのじゃないかと思うのです。そこを破らなければだめだといううな、それは仕事の段取りの上ではそうかもしれないけれども、ここはやはり大きな視野を持つべき国会の場ではないですか。それをどうして示せないとおっしゃるのか。中教審の答申に、いついつまでにやれなうということはおそく出てこないでしよう。中教審としては、ただこういつたような問題があるという問題点の列記、そういうことは中教審で述べることができ。これはむしろ技術上の問題ですよ。ほんとうの意欲を持っているのは大臣であるべきじゃないですか。その意欲のもとに、いろいろ具体的な論議がかわされて上がつていくべきじゃないですか。いまのはまるで逆だと思ふ。そうじゃないですか。ですから、大臣としては、いついつまでには私としては断固としてこれをつくりたい、それだけでもけつこうです。それがはつきりすれば、

ずいぶん話は通るのです。

○坂田国務大臣 ただいまそれは非常にむずかしいので、「めどぐらい言え」と呼ぶ者あり。それはそちらのほうではむずかしいかもしれないがせんが、私のほうとしては、やはりここでも責任を持ってお答えします。以上は、そう簡単に申し上げられない課題でございます。

ただ、申し上げておきたいことは、今度の最終答申におきましては一応長期教育計画というものを立てます。それに対して計量計算をいたします。あるいは毎年どれくらい国民所得に對するパーセントを考へていったならば、たとえば幼稚園、小中校の充実あるいは新しい大学改革あるいは抜本的なこういう給与等をも含めたお金、どのくらいになるかという大ざっぱな算出は出るのではありませんかというふうに思ひます。あるいは中教審でそこまで出ておらないとするならば、われわれといたしましては、やはり中教審の答申が五月末に出るといたしますならば、それから一年くらいかかつてこの問題を検討しなければならぬいだらうというところはいは申し上げられるんじゃないかなうかと思ひます。

○有島委員 検討のスケジュールは大体一年くらいかかるであらう、一年以内に大体できるであらう、そうするとその次には、抜本的な給与体系の一つの提案をすることができであらう、そういうような見通しにわれわれが立つてもいいのうか。そういつたような見通しなしに、とにかくこれを通さなければどうにも話が始められないということは、これは、この法案に限らず、そういうことなうな行き方というの一種の愚民政策といひますか、ちよつとひどい話になつてしまふと思ひます。ちゃんと見通しはこうなる、いついつまでにこうしたい、それだつたら、そのための努力には協力しなければならぬ、こういうことにならう。

○坂田国務大臣 御承知のように、私が決心いたしますと同時に、給与に關しましては人事院あるいは財政当局というものを説得しなければならぬ

い。説得するにつぎましては、相当の精密なる調査とどうして説得力ある立案根拠というものがなければ、とうてい財政当局や人事院の方々に御理解を賜ふことはできない。ものごとというものは、そういうものでございまして、私どもといたしましては、そういう私自身としてまだ十分精査してない問題について、むしろ私はここではつきりお答えできないと申し上げたほうがいいと思ひます。

○有島委員 最近では灘尾文部大臣が、これにより教員の給与の実態を的確に把握するために調査し、抜本的な給与の改善をはかり、魅力ある教育界の形成に資したい、こうおっしゃつていらっしゃるわけ。そういつたことから一歩も前進がない。これは、先日もおっしゃつたように抜本的な改正ではないわけ。それでも一つ一つの努力のあらわれであるというふうな受け取り方を私はできませんけれども、それには、抜本的な改正をこういうふうにしたのうだ、についてはこうなんだ、それが普通の人間の論理じゃないかと思ひます。それがどうしても言えないということになりますと、これは信頼せしとおっしゃるけれども、一体信頼していいものか悪いものか、先がわからないのだから……。

大臣、二つ目ですが、ですから、文部当局が結局先のめども示さずに今回の給与法の改定を行なつていく、そういう言い方になつてしまふと思ひます。これはおっしゃれないというのだから、しかたがない。そう言われてもしようがないわけですね。

それで、今度は少し人事院總裁にお伺ひします。人事院總裁としては、この答申をお出しになる前に、ずいぶん教員団体の方々とお話しになつたと思ひます。どういつた方々とお話しになつたか、教えていただけますか。

○佐藤(達)政府委員 私どもは、もうしよつちゅう、あらゆる問題について職員団体の方々とお会ひしておるわけでありまして、特にいまの問題をめぐつてというお話でありますから、メモに

よつて申し上げますと、日本教職員組合、日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合(右派)左派、日本新職員組合連合会、全国小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、教育長協議会、その他関係機関の意見を十分伺つております。

それからもう一つは、この前の四十三年の文部省案の際にも、ずつと夜通しおつき合ひいたしまして、特に皆さん方の御意見を拝聴しておる。それらを十分参考にいたしております。

○有島委員 いろいろな意見をお聞きになつてそれぞれに判定を下されて、文部大臣ともそのことについてはお話し合ひになつたのでしようね、聞いただけではなくて、聞いたことについて一つ一つの判断をお下しになつて、そういうことが、やっぱ文部大臣との間にもお話し合ひがあつたわけでございますか。

○佐藤(達)政府委員 あまり文部大臣とは話はしておりませんけれども、大体われわれのほうの成案がまとまりまして、お金のほうの問題としてはまあ実質六%ぐらいになるだろうというめどがつきましたので、普通の八月の給与勧告ですと、お金も何も、それは大蔵大臣が卒倒しようと思ひしやうと、われわれは官民給与の比較でいきますからこれはやりやすけれども、これはちよつと官民給与の比較の問題とは違ひますから、やっぱ文部大臣にひとつ予算の獲得のほうをいはだ脱いでいただいたほうがよからうというところで、その意味で文部大臣に、大体実質六%ぐらいになるがというのを申し上げた、これは事実でございます。それから歯どめの問題です、歯どめの問題はこれは重要でございまして、申し上げていふ。

「それだけか」と呼ぶ者あり。それだけです。○有島委員 これはこの前の質問ですからもう省略いたしますが、さらにさらに抜本改正に向かつて努力を積み重ねていらつしやるというお話ですから……。たとえば四本立ての問題、これについて全日本中学校長会の調査でございましてけれども、中、小、高、それから高専、大学、これすべて一本立てでいい、そういう意見がございました。

二

れか通らなければ、臣がことは何もできないといふことは間違ひである、そういうことです。

○坂田田務大臣　そうではなくて、やはりこれを通していただくことは、教職員の専門職としての位置づけをはつきりさせることでございますから、これは非常に意味があるというふうに思っています。

いま御指摘のようなことをやるにつきますしても、やりやすくなつていくというふうにお考えをいたされたと思います。私どもといたしましては、この法案がどうあれこうあれ、教職員の待遇改善

については、またそのときはそのときで考えなければいけないというところですが、どちらかというならば、これを通していただく、いま御指摘になりましたような問題もやりやすくなりますし、またそれとあわせて事務職員をふやしていくとかあるいは定員を改善していくとか、たゆみなく教育条件の整備をやるということが、教職員の方々に労働過重をすることがなくなるもであるというふうに私は思うわけでございまして、その辺は自然にと申しますか、ほんとうにそういうようなつもりで私どもはこの法案を出しておるわけでございまして、どうかひとつ御賛察を賜わりたいというふうに思います。

○有島委員 初中局長の官地さんに伺いますけれども、この法律がどういう経過をたどるにしろ、これがもし通れば、いま大臣のおっしゃったように、大臣のおっしゃった内容の一つは、たとえば学校教育法二十八条のただし書きを取るというような問題ですね、これもぜひぶんだ懸案でございまして、二十八条のただし書きを取ることがずっとやりやすくなるのですね。このいま問題になっております法律がどういう経過をたどろうとも、これが通れば、懸案であった学校教育法二十八条のあのただし書き、それは本来のようにただし書きを取ることがずっとやりやすくなる、そういうことが言えますか。

○宮地政府委員 二十八条のただし書きは事務職員のことと思いますが、御指摘のように事務職員は、養護教諭と同じであります、各学校に少なくとも一人は置きたいというのが私どもの念願であります。今日そのようになっておりません。そこで、先生いまこの法案との因果関係をおっしゃいましたが、この法案が成立していない現在においても、教職員の定数の増加ということ、別の法律の規定に基づきまして、従来から五年計画で三回進めております。その場合に、事務職員の定数も、その中で年次計画で充実にいたしております。でございまして、ただいま御審議いただいておりますこの調整額についての法律のいかんにかか

わらず、従来から定数については、事務職員はもちろん養護教諭その他努力いたしております。そういう意味で、この法律が通りますれば、その事務職員のほうはどういうことは直接には関連がないのじゃないかと思いますが、もちろんこの法律が通りますと、先生方が調整額を受けられ、適切な処遇が漸次受けられていくようになる。そうすれば、また次には事務職員の問題といったようなプライオリティーを考える人がおるとすれば、非常にベターであろうと思います。

○有島委員 大臣のおっしゃった、この法案が通るといふいろいろなことをやりやすくなるというお話をすけれども、いまの局長さんのお話だと必ずしもその因果関係というのではないわけですね。それなりのおかしな問題だと思ふのです。それから、これがとにかく通らなかつたならばほかのことはできないと先ほどおっしゃったのは、ちよつとお間違ひではなかつたかと思ひますが……。

○坂田国務大臣 直接関係がないというふうに考えれば、そのとおりだと思います。ただ、私は政治家でございまして、やはりある一つのことに集中して、そしてそれを、皆さん方の御協力を得て、一步一步実現していく。そういう立場から申しますと、先ほどから両先生のお話、鈴木先生や中村先生のお話をお出しになり、こんなに言っておるじやないか、抜本改正ということをおっしゃっておりますけれども、とにかく超勤問題を何とかわれわれとしては処理したいという考え方がずっと続いております。そうすると、精力がどうしてもそちらのほうに行つてしまふわけですね。そういうことは考えではなからぬことでございます。役人の人たちの答弁としては先ほどのことが正確だと思ひますけれども、政治家として、また皆さん方も政治家でいらつしやいますから、私としては、そういう意味におきまして今度この法案を通していただきますと、精力をそちらのほうへ向けて抜本改正あるいは事務職員あるいは養護教諭というような問題に集中できるという意味にお

いては、これはプラスになっていきますというところを率直に申し上げたわけでございます。もしそうでない意味でございしますならば、ただいま局長が答弁したとおりでございますから、訂正を申しても差しつかえございません。

○宮地政府委員 私が言いましたのが多少足りなかつたと思ひますので、補足させていただきます。そういう意味の理論的な因果関係はございせんが、現実の仕事をいたします場合、これはいまだ大臣も言われましたが、いま調整額を中心としましたこの法案のために相当精力もさきまして、予算も最優先するようなこととさせていただきます。しかし、一つの問題が軌道に乗りますれば、いまの定数法のほうは第三次五年計画をやっておりますが、四十八年度で終わつて、次の五カ年計画に入りた

い。そのためにいま調査もいたしておりますし、そろそろ大蔵省等とも相談することにしたしております。そういう意味では非常に関係がございします。具体的な行政を進めていく上には非常に影響があると思ひます。

○有島委員 ただいま政治家としてあるいは行政の立場として、やはり仕事を運んでいく上に、一步一步やっていくのに非常に関係があるのだ、そういうお話です。私は、行政と政治とちよつと違ふ点は、一步一步やるのに、政治という立場はちやんと行き先を示しながら一步一步やっていくべきじやないかと思ふのです。それができないとおっしゃる。それは非常に残念でございます。ですから、これをやたらに次にはこのことを必ずやるのだ、そうしてこれをやる、そういう積み上げでもいいのです。あるいは終着駅を、いついつまでにはこうしたい、それでもいいのです。それをきょうは全然お答えいただけないのです。それは全然だめですか、それとも少しはおっしゃいますか。

○坂田国務大臣 それはやはりものによるわけですね。できる問題とできない問題とがある。たとえば私なんかは、少しおかしな話、私から申し上げてなんですけれども、たとえば多年の懸案だつ

た私学に対する経常費助成みたいな問題、これはいわれたこととすけれども、少なくとも私はやろうと決心した。そしてそれは現実にやりました。こういったことも一つの私の信念として目標を定めて、そしてやったわけです。でございしますから、できることとできないことがあるということはお認めいただきたいと思ひます。それだからといって、文部大臣はそれに対して意欲がないのかと言われても、それは私として、政治家としてしかたがないことで、皆さん方御判断いただきたいというふうに思ひます。でございしますけれども、先ほどの問題は、いま直ちに先ほど御答弁申しました以上には申し上げられないということがむしろ私の政治家としての責任だ、こういうふうに考えております。

○有島委員 ではもう一つ、超勤問題をどうしても片づけないとうほのところに気が回らないくらいたいへんなのだ、そういうようなお話でございしました。そうなりますとまた議論が長くなると思ふのです。では超勤問題がどうして起こつたのかというその因果関係をほんとうにきわめていかないと、それは根本的に解決できないのじやないか。ほんとうに解決することができると、ただそれをばんそうこう的に張りつけておいたのではまた爆発するのではないか、別な面でまた問題が起こるのじやないか、そういう議論は、これはちよつと長くなると思ひますから、また次の機会に譲らなければならぬと思ひます。

それからもう一つ、私も木島さんのさつきおっしゃいました石井中基審の会長またはその代理の方にお尋ねしたいことがあるのでございしますけれども、きょうおいでになりませんので、私の質問は留保させていただきます。委員長にお願いいたします。

○松永委員 原案及び修正案について……（発言する者多く、聴取不能）されんことを望みます。○河野（洋）委員長代理 ただいまの松永君の動議を採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔離席する者、発言する者多く、聴取不能〕

○河野(洋)委員長代理 起立多数。これにて質疑は終局いたしました。

原案及び修正案を一括して……(発言する者多く、聴取不能)討論の通告が……(聴取不能)採決いたします。……(聴取不能)修正案……(聴取不能)諸君の起立を求めます。——起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に原案……(聴取不能)賛成の諸君の起立を求めます。——起立多数。よって……(聴取不能)可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する……(聴取不能)作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、……(聴取不能)よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十一分散会

〔報告書は附録に掲載〕

昭和四十六年五月十八日印刷

昭和四十六年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局